

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	山口県宇部市

宇部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	宇部市農林整備課
所在地	山口県宇部市大字船木 442 番地 11
電話番号	0836-67-0347
F A X 番号	0836-67-0153
メールアドレス	nourin@city.ube.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	宇部市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	8.00ha	9,920千円
	果樹	1.20ha	2,124千円
サル	水稲	0.58ha	719千円
シカ	果樹	0.10ha	177千円
タヌキ	被害情報あり	-	-
ヌートリア	被害情報あり	-	-
ノウサギ	被害情報あり	-	-
アナグマ	被害情報あり	-	-
アライグマ	被害情報あり	-	-
カラス	被害情報あり	-	-
ハト類	被害情報あり	-	-
ヒヨドリ	野菜	0.40ha	672千円
スズメ	被害情報あり	-	-
カワウ	被害情報あり	-	-

(2) 被害の傾向

1 イノシシ

イノシシによる被害は、市内の田及び畑において年間を通じて発生しており、その被害額は、市全体の被害額の約 82 パーセントを占めている。主な被害の内容は、水稻、果樹の食害、水稻の押し倒し及び畦畔の掘り起こしである。近年は、昼夜を問わず民家周辺や市街地で目撃される例が増えている。今後は、被害範囲及び被害対象の拡大が懸念される。

2 サル

サルによる被害は、主に市内の北部地域において発生している。主な被害の内容は、水稻の食害である。近年は、民家周辺や市街地で目撃される例が増えている。今後は、被害範囲及び被害対象の拡大が懸念される。

3 シカ

シカによる主な被害の内容は、果樹の食害である。林業被害も発生しており、今後、被害範囲が拡大することが懸念される。

4 タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ及びアライグマ

タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ及びアライグマによる目立った農作物被害は発生していないものの、目撃情報が多数寄せられている。今後は、農作物及び生活環境への被害の拡大が懸念される。

5 鳥類（カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ及びカワウ）

鳥類による主な被害の内容は、野菜の食害であり、年間を通じて発生している。被害状況は横ばいとなっている。カラスについては、繁殖期に人間を威嚇する事例が多く報告されており、生活環境被害が拡大している。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値		
			(令和 8 年度)	(令和 9 年度)	(令和 10 年度)
イノシシ	被害金額	12,044 千円	10,840 千円	9,635 千円	8,431 千円
	被害面積	9.20ha	8.28ha	7.36ha	6.44ha
サル	被害金額	719 千円	647 千円	575 千円	503 千円
	被害面積	0.58ha	0.52ha	0.46ha	0.40ha
シカ	被害金額	177 千円	159 千円	142 千円	124 千円
	被害面積	0.10ha	0.09ha	0.08ha	0.07ha
ヒヨドリ	被害金額	672 千円	605 千円	538 千円	470 千円
	被害面積	0.40ha	0.36ha	0.32ha	0.28ha
合計	被害金額	13,612 千円	12,251 千円	10,890 千円	9,528 千円
	被害面積	10.28ha	9.25ha	8.22ha	7.19ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成24年度に宇部市鳥獣被害対策実施隊を設置し、市内全域における対象鳥獣の捕獲を強化している。また、令和元年度以降、ICT機器を導入し、捕獲活動の負担軽減及び効率化を図っている。	宇部市鳥獣被害対策実施隊員の高齢化
防護柵の設置等に関する取組	ワイヤーメッシュ柵及び電気柵を設置している。	営農者からの設置要望が寄せられているが、要望実現までに時間を要している。
生息環境管理その他の取組	集落環境調査や誘因物の除去等、地域ぐるみの被害防止活動を推進するために研修会等を開催している。	住民の高齢化等により、地域ぐるみの被害防止活動を実施することが困難な地域もある。

(5) 今後の取組方針

箱わなやICT機器等の捕獲機材を導入し、宇部市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を強化するとともに、実施隊員の確保及び育成を行う。また、被害発生地域においては、地域ぐるみでの「捕獲」「防護」「生息地管理」を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宇部市鳥獣被害対策実施隊により、有害鳥獣の捕獲及び市からの依頼に基づく緊急捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ	捕獲機材（箱わな等）の導入を進めるとともに、生息環境管理及び追い払い活動を推進し、地域ぐるみの取組体制を構築する。また、宇部市鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成を推進するため、山口県宇部猟友会及び山口県宇部北地区猟友会と連携して狩猟免許取得のための講習会等の参加支援や捕獲に係る研修を実施する。

令和9年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ	捕獲機材（箱わな等）の導入を進めるとともに、生息環境管理及び追い払い活動を推進し、地域ぐるみの取組体制を構築する。また、宇部市鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成を推進するため、山口県宇部猟友会及び山口県宇部北地区猟友会と連携して狩猟免許取得のための講習会等の参加支援や捕獲に係る研修を実施する。
令和10年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ	捕獲機材（箱わな等）の導入を進めるとともに、生息環境管理及び追い払い活動を推進し、地域ぐるみの取組体制を構築する。また、宇部市鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成を推進するため、山口県宇部猟友会及び山口県宇部北地区猟友会と連携して狩猟免許取得のための講習会等の参加支援や捕獲に係る研修を実施する。

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
宇部市における有害鳥獣捕獲実績に基づき設定する。効果的な捕獲を行うため宇部市鳥獣被害対策実施隊を設置し、銃器、箱わな及びくくりわなを用いた捕獲を実施する。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	860	860	860
サル	80	80	80
シカ	40	40	40
タヌキ	30	30	30
ヌートリア	110	110	110
ノウサギ	10	10	10
アナグマ	10	10	10
アライグマ	10	10	10
カラス	30	30	30
ドバト	10	10	10
ヒヨドリ	20	20	20
スズメ	—	—	—
カワウ	—	—	—

捕獲等の取組内容
宇部市鳥獣被害対策実施隊による従来の捕獲及びICT機器を活用したスマート捕獲を継続するとともに、実施隊員の確保に向けた取組を併せて行う。また、防護柵を設置及び集落ぐるみでの生息環境整備を推進する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵	1,900m	3,000m	3,000m
	電気柵	1,400m	2,000m	2,000m
サル	ワイヤーメッシュ柵	0m	3,000m	3,000m
	電気柵	0m	3,000m	3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	大雨や台風の後、又は集落への侵入が確認された場合は、点検を行い、速やかに対策を行うよう指導する。また、侵入防止柵周囲への管理道の設置や侵入防止柵周囲の定期的な草刈りの実施を指導する。	大雨や台風の後、又は集落への侵入が確認された場合は、点検を行い、速やかに対策を行うよう指導する。また、侵入防止柵周囲への管理道の設置や侵入防止柵周囲の定期的な草刈りの実施を指導する。	大雨や台風の後、又は集落への侵入が確認された場合は、点検を行い、速やかに対策を行うよう指導する。また、侵入防止柵周囲への管理道の設置や侵入防止柵周囲の定期的な草刈りの実施を指導する。

サル	計画なし	大雨や台風の後、又は集落への侵入が確認された場合は、点検を行い、速やかに対策を行うよう指導する。また、侵入防止柵周囲への管理道の設置や侵入防止柵周囲の定期的な草刈りの実施を指導する。	大雨や台風の後、又は集落への侵入が確認された場合は、点検を行い、速やかに対策を行うよう指導する。また、侵入防止柵周囲への管理道の設置や侵入防止柵周囲の定期的な草刈りの実施を指導する。
----	------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

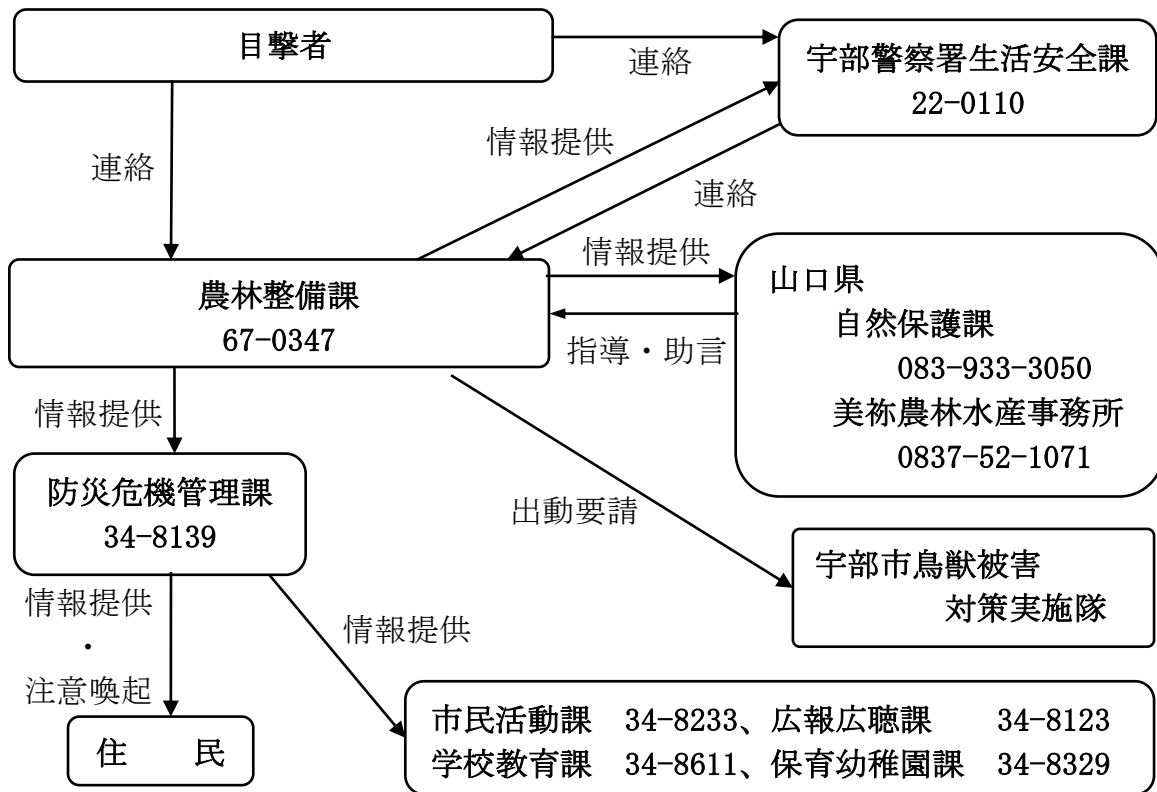
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ	住民による主体的な耕作放棄地の草刈りや山際の草木の伐採等の鳥獣被害防止活動を推進するため、鳥獣被害防止関連情報の普及啓発等を行う。
令和9年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ	住民による主体的な耕作放棄地の草刈りや山際の草木の伐採等の鳥獣被害防止活動を推進するため、鳥獣被害防止関連情報の普及啓発等を行う。
令和10年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、ノウサギ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、カワウ	住民による主体的な耕作放棄地の草刈りや山際の草木の伐採等の鳥獣被害防止活動を推進するため、鳥獣被害防止関連情報の普及啓発等を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宇部警察署	住民の緊急時の措置判断並びに住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。
山口県美祢農林水産事務所	助言、指導
宇部市鳥獣被害対策実施隊	・鳥獣被害防止対策に係る相談に関すること。 ・対象鳥獣の捕獲に関すること。
宇部市	関係機関との連絡調整及び市民への情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した者が指針に基づき適正に処理することを基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、シカについては、捕獲した一部個体を捕獲者が自家消費する。また、捕獲した対象鳥獣を地域資源（ジビエ）として利活用する取組を支援する。
ペットフード	今後の検討課題とする。
皮革	今後の検討課題とする。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	今後の検討課題とする。

(2) 処理加工施設の取組

必要性を踏まえ、今後の検討課題とする。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(1)、(2)の状況を踏まえ、今後の検討課題とする。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇部市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
宇部市農林整備課	事務局担当、協議会に関する連絡調整事務
山口県宇部猟友会	情報提供、捕獲
山口県宇部北地区猟友会	情報提供、捕獲
山口県農業協同組合	情報提供、被害対策
鳥獣保護管理員	情報提供
山口県農業共済組合中部支所	情報提供、被害調査連携
宇部市農業委員会	情報提供
宇部市農業振興課	情報提供
山口県美祢農林水産事務所	被害防止技術指導、被害調査連携
宇部警察署	住民の生命、身体及び財産の保護

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宇部市常盤動物園協会	情報提供、その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

宇部市有害鳥獣対策支援員と宇部市有害鳥獣捕獲員（嘱託職員）を主な隊員とする宇部市鳥獣被害対策実施隊を設置し、対象鳥獣の捕獲等に関すること及び本計画に基づく被害防止施策の適切な実施を図るために必要な事項を所掌する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣による農作物被害が顕著な集落に対して個別に講習会開催や集落環境調査実施を支援する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害を軽減するためには、地域が主体的に生息地管理、防護及び捕獲に取り組むことが必要である。また、隣接する市と情報共有を行う等、広域的な被害防止対策に向けて必要に応じた連携を図る。加えて、鳥獣保護及び共生の観点からも被害防止対策を検討するよう努める。